

第二管区海上保安本部公示第24号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年8月28日

第二管区海上保安本部長

山 戸 義 勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

青森県上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所

青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 521-2

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 むつ小川原港（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和5年10月20日から

令和5年11月30日までの内5日間

3 水路測量の実施方法

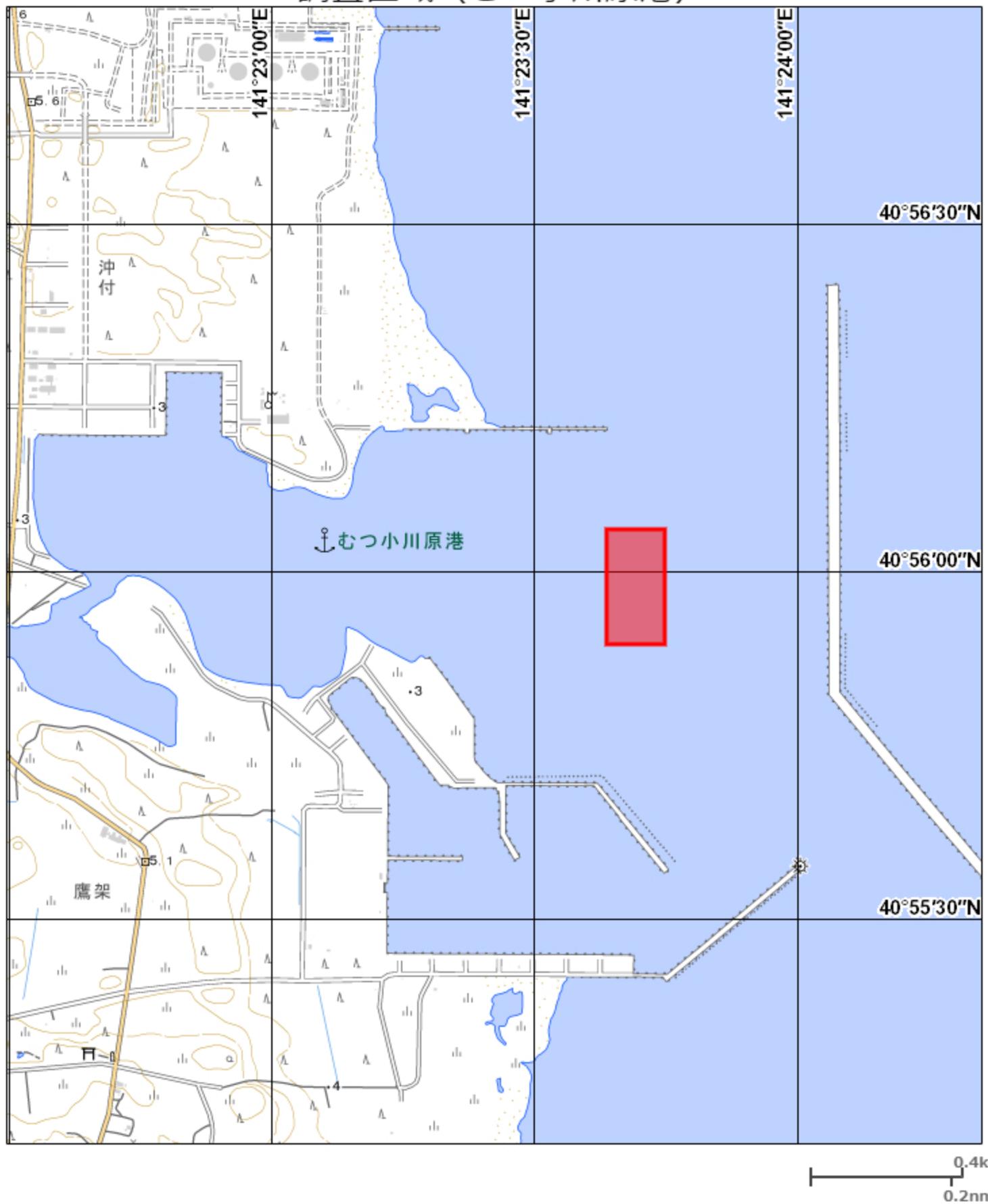
G P Sによる測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

ロ 二管区水路通報第40号（令和5年10月13日発行）により周知

調査区域（むつ小川原港）



経緯度線